

長岡市建設工事監督技術基準

1 目 的

本市が発注する建設工事における請負契約の適正な履行を確保するため、長岡市建設工事監督規程第27条の規定に基づき建設工事監督の技術基準を定めることにより、監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

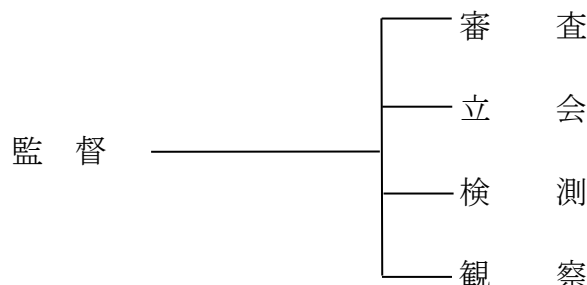
2 適 用

この基準は、長岡市が発注する建設工事における監督員の一般的監督業務の標準を示すものであり、監督員は工事の施工に際し契約書及び設計図書に基づき、この基準により監督を行うものとする。

ただし、工事内容によりこの基準を適用することが不相当と判断された場合には、この基準によらないことができる。

3 確認方法

確認方法は次による。



(1) 審査：受注者から提出された書類（計画書、報告書、データ、図面及び写真）について監督員自ら検討することをいう。

(2) 立会：施工の進行過程を確認する行為で、記録写真等書類的な方法では、その状況を把握することが十分でない事項について、監督員が現地において、その適否を確認することをいう。

(3) 検測：所定の品質及び適正な出来形を確保するため測定等を監督員立会のうえ受注者に実施させ、又は自らこれを確認することをいう。

(4) 観察：施工過程において監督員が現地において、施工内容を把握することをいう。

4 監督の技術基準

監督の技術基準については、別紙1「監督技術基準」によるものとする。

5 確認後の処理

現地において確認した場合、監督業務上、特に必要と認めるものは適宜記録するものとする。

監督技術基準

本市の監督技術基準は、次に示す、国及び新潟県の所管する部局並びに団体等の基準を準用するものとする。

また、基準の確認等の監督業務は、市が別に定める様式（市に定めがないものにあつては国及び新潟県の所管する部局並びに団体等のものに準じた様式）により、行うものとする。

- 1 土木工事の監督技術基準は、「新潟県土木工事標準仕様書」、「新潟県農業土木工事標準仕様書」及び「新潟県林業土木工事標準仕様書」に掲げる基準によるものとする。
- 2 建築工事の監督技術基準は、国土交通省が定める、「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「公共住宅建設工事共通仕様書」、「建築解体工事共通仕様書」及び「木造建築工事標準仕様書」に掲げる基準によるものとする。
- 3 下水道工事の監督技術基準は、上記記載の1及び2のほか、公益社団法人日本下水道協会及び一般財団法人下水道事業支援センターが工事種別ごとに発行している標準仕様書等に掲げる基準によるものとする。
- 4 水道工事の監督技術基準は、上記記載の1及び2のほか、公益社団法人日本水道協会が工事種別ごとに発行している「水道工事標準仕様書」等に掲げる基準によるものとする。